# (2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

#### (1) 地域の災害リスク

### (洪水)

今治市では、平成30年7月豪雨災害によって市内全域に大規模な被害が生じ、全壊16棟、 半壊35棟、床上浸水12棟、床下浸水33棟などの住家被害、死亡2名、重傷3名の人的被害 (特に島しょ部地域)、被害総額は約50億円となり、また、災害救助法及び被災者生活再建支 援法も適用された。今回の豪雨災害は約20年ぶり(平成10年台風10号)に人命を失う程の 大規模なものであったが、今後の災害リスクとしては最低でもこの規模の洪水被害を想定して いく必要がある。

## (土砂災害)

今治市では、令和3年3月の時点で土砂災害警戒区域1,942箇所、特別警戒区域1,590箇所が、愛媛県において指定されており、土砂災害の発生のおそれのある危険区域は市内全域に広がっている。

#### (地震)

今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震では、今治市において最大震度6強、最高津波水位(T.P.m)最大3.3m、30 cm以上の浸水面積が1,077haにも及ぶとされている。被害予想は最悪の場合、建物の全半壊3.5万棟以上、多数の死傷者と4万人を超える避難者数が見込まれている。

他にも、2001年に多くの被害を出した芸予地震(安芸灘〜伊予灘〜豊後水道でのプレート内地震。当時の市内被害は、負傷者 11 人、住家被害 6 千戸以上)でも、前回以上の最大震度 6 弱の揺れが予想されている。

## (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延により今治市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えている。

## (その他)

今治市は瀬戸内海気候に属し、過去およそ 40 年間の年間平均気温は約 15.9 度、年間平均降水量 1,275.8 mmの比較的温暖少雨の気候ではあるものの、ここ数年は毎年のように市内各地で最大時間雨量が 30 mmを超える大雨が長時間降り続き、土砂災害への警戒は年々深まっている。

地域ごとの特色としては、陸地部の丘陵部は住宅地や商工業用地開発が進み、いくつかの市 街地が形成されている。また、波止浜周辺の大規模な埋立て後の宅地化が見られ、軟弱な地盤 での災害危険性が高まっている。島しょ部では、山地・丘陵地を除く平地はほぼ住宅地又は農 地となっており、山地・丘陵地に隣接する住宅地では、土砂災害の危険性が高まっている。特 に、伯方島では塩田から養殖場や池沼に、更に一部が宅地化された箇所も見られ危険性が高い 箇所となっている。吉海の市街地では、田であった低湿地の箇所が宅地に転用され、埋立地の 拡大も見られるなど、軟弱な地盤での宅地化による危険性が高い箇所も見られる。

また、水位周知河川である蒼社川の大雨による河川氾濫、沿岸部では津波、高潮の浸水被害も想定されており、日頃からの備え、早めの避難が特に必要な地域である。

<今治市地域防災計画>

https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/chiikibousaikeikaku/

<今治市防災マップ・ハザードマップ>

https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/bousaimap.html

<今治市防災情報ポータル>

https://city-imabari.secure.force.com/

## (2) 商工業者の状況

・商工業者数・小規模事業者数5,882人4,517人

【内訳:商工会議所調査】

業種		商工業者数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)		
商工業者	建設業	5 2 0	489			
	製造業	696	5 7 0			
	卸小売業	1, 811	1, 238			
	サービス業	2, 249	1, 719			
	その他	606	5 0 1			

## (3) これまでの取組

#### 1) 今治市の取組

・自然災害の発生により生じる市民生活と公共財産の被害軽減(減災)を図るため、「今治市地域防災計画」並びに「今治市水防計画」を策定、本計画に基づいた各種対策の推進と 発災時の速やかで適切な対応を図るための体制整備を進めている。

主な取組みとしては、官民が合同で参加する市総合防災訓練の実施や、学校や公共施設での食料や必要備品の備蓄などがある。また、多数の民間企業や各種団体と災害時応援協定を締結し、災害復旧や避難所運営での協力体制を構築している。

- ・災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織率の向上を推進し、合わせて各地域・企業で、防災意識を高めるための出前講座も実施している。
- 2) 今治商工会議所の取組
- 事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に(ヘルメット、多人数用救急箱、担架等)を備蓄している。
- ・今治市が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

#### Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。 また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや衛生品の備蓄が十分なされていない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える今治商工会議所の経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

# Ⅲ 目標

- ・小規模事業者に対して災害・感染症リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - ▼スタートアップ型の簡易 (A3版1枚程度) な事業者BCP策定 20社
  - ▼事業継続力強化計画認定 10社

▼各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 30社

《対象共済·保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、 福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、今治商工会議所と愛媛県や今治市との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに 拡大防止措置を行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

# 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年6月1日~令和9年3月31日)

# (2) 事業継続力強化支援事業の内容

今治商工会議所では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、今治商工会議所と今治市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

# < 1. 事前の対策>

「今治市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相 談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けが できるように備える。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も 日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされること なく、冷静に対処することを周知する。
- ・新型コロナウイルスに関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- 2) 今治商工会議所自身の事業継続計画のブラッシュアップ
  - 今治商工会議所は、平成31年に事業継続計画を作成している。この事業継続計画をさら に検討してブラッシュアップしてゆく。
- 3) 関係団体等との連携
  - ・日本商工会議所が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者 を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。

- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として 各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・今治市事業継続力強化支援協議会[仮称](構成員:今治商工会議所、今治市)を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

# 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨)が発生したと仮定し、 当町との連携体制を確認する。

## < 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で 地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- 1) 応急対策の実施可否の確認
  - 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
    - (「今治商工会議所緊急連絡網」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務 従事の可否や大まかな被害状況;家屋被害、道路状況等を本会と当町で共有する。)
  - ・国内感染症等発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
  - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、今治市における感染症対策本部設置に基づき今治商工会議所による感染症対策を行う。
- 2) 応急対策の方針決定
  - ・今治商工会議所と今治市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、 職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

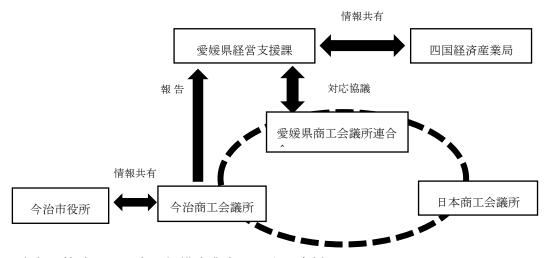
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・当計画により、今治商工会議所と今治市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する

# <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を 円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・今治商工会議所と今治市は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定 方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・今治商工会議所と今治市が共有した情報を、愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、今治商工会議所と今治市が共有 した情報を愛媛県の指定する方法にて愛媛県経営支援課へ報告する。



# < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・今治市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市等の施策)について、小規模事業者 等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者を対象と した支援策や相談窓口の開設等を行う。

# < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援 派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼する。
- ※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制 (令和4年4月現在) (1) 実施体制 今治商工会議所 今治市 事務局長 産業振興課長 支援ツール 連携等 連携 確認 損害保険会社 今治商工会議所 今治市 今治市 産業振興課 防災危機管理課 法定経営指導員 連絡調整

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
  - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 越智善一(連絡先は後述(3)①参照)
  - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
    - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
      - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
      - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会議所、関係市町連絡先
  - ①商工会議所

今治商工会議所

〒794-0042 愛媛県今治市旭町2-3-2 0 TEL: 0898-23-3939 / FAX: 0898-31-6667

E-mail: info@imabaricci.or.jp

②関係市町

今治市 産業部 産業振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町 1-4-1 TEL:0898-36-1540 / FAX:0898-25-2961

E-mail:shoukou@imabari-city.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額		3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0	3 0 0
	・専門家派遣費	100	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
	・協議会運営費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
	・セミナー開催費	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
	・パンフ、チラシ作製費	100	100	1 0 0	1 0 0	1 0 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、今治市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。